

三重県総合博物館 パネル展示利用手続要領

1. 目的

本要領は、三重県総合博物館(以下「博物館」という)内の展示スペースを利用したパネル展示の申込、実施等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 展示場所および期間

(1)展示場所:①2階エントランス、②3階企画展示室付近、③3階レクチャールーム付近

(2)利用可能時間:9:00~17:00(施設の開館時間に準ずる)

(3)展示期間:1団体につき原則11日以内(搬入・撤収作業を含む)。展示期間を延長する場合は、速やかに書面により申出(任意様式)を行い、許可を得るものとする。

3. 申込対象者

(1)申込対象者(以下、「申請者」という)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア)博物館の活動と連携が可能と認められる者

イ)国、地方公共団体、それらの関係団体又はその他の公共団体

ウ)前号に掲げる団体が実施する事業と連携する者又は事業等の受託者。

エ)その他、博物館館長(以下「館長」という。)が適当と認める者

4. 手続方法等

(1)申請者は、次の方法により手続を行うものとする。

ア)展示開始を希望する日の4か月前から1か月前までの間に博物館に事前連絡の上、展示の内容及び日程の確認を行うものとする。

イ)展示開始日の4週間前までに「三重県総合博物館 パネル展示利用許可申請書(様式第1号)」及び「三重県総合博物館 パネル展示利用にあたっての確認シート(様式第2号)」を提出するものとする。

(2)他の申請者と利用日、利用場所が重複した場合は、先着順とする。

5. 展示の内容等

(1)展示できるパネル内容は次のとおりとする。

ア)国、地方公共団体、それらの関係団体又はその他の公共団体が行う事業に関する事

イ)文化、生涯学習の振興に関する事

ウ)教育、福祉、社会貢献の活動に関する事

エ)その他、館長が適当と認める事業

(2)展示を許可しないパネル内容は次のとおりとする。

ア)公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき

イ)商品やサービス、企業広告など宣伝や販売など営利を目的としたとき

ウ)施設等を損傷するおそれがあるとき

エ)特定の政党、宗教の支持・広報を目的とするとき

オ)「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等に関係するとき

カ)博物館の管理運営、事業実施に支障をきたすおそれがあるとき

6. 許可条件及び遵守事項

(1)利用許可を受けた者(以下、「利用者」という)は、次の各号に掲げる事項を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、施設等を利用しなければならない。

ア)展示物の管理に万全を期するものとする。万一、展示物が盗難や破損等の被害を受けても博物館は一切の責任を負わないものとする。

イ)パネルの設置においては転落、転倒などの事故防止の措置を講ずるものとする。展示物等による来場者の事故等に関しては博物館は一切の責任を負わないものとする。

ウ)パネル展示においては、タイトルや目的等のキャプション作成し、展示場所に設置するものとする。

エ)展示内容に関する問い合わせ先は申請者とし、問い合わせ先を明記するものとする。

オ)展示場所の利用後は、原状回復をするものとする。

カ)利用者が故意又は過失により、施設等を損傷(汚損、破損、亡失)したときは、ただちに、博物館担当者に報告することとする。また、利用者の責に帰すべき理由による施設等の損傷(汚損、破損、亡失)については、その修理又は補充に要する費用を負担しなければならない。

キ)設置方法や設置準備、撤去等については、博物館職員の指示を受けなければならない。

ク)許可を受けた事項を変更または中止しようとするときは、速やかに書面により申出(任意様式)を行うものとする。

7. 利用許可

(1)館長は、展示内容、手続方法等が適当であると認めるときは、パネル展示利用許可書を交付するものとする。

(2)館長は、施設等の管理上、必要があると認めるときは、前項の許可をするにあたり条件を付することができる。

8. 許可の取消

(1)利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用を中止します。

ア)偽りその他不正行為により許可を受けたとき。

イ)許可を受けた目的に反して施設等を利用したとき。

ウ)暴力団の利益になると認められるとき。

エ)許可の際に付けられた博物館の管理上必要な条件に違反したとき。

オ)館長が、施設等の保全、館内の秩序維持その他博物館の管理上必要があると認めて発した指示に従わないとき。

9. その他

この要領に定めるもののほか、展示場所の利用に関するその他の必要な事項については、館長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年5月18日から施行する。